3　ベトナム人介護福祉士候補者　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を介護福祉士試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(b)又は(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。

4　ベトナム人看護師　看護師の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。

5　ベトナム人介護福祉士　介護福祉士の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。

6　受入れ調整機関　交換公文1(a)及び(b)並びに3の注釈（(b)に係る部分に限る。）の規定に基づき、ベトナム人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、交換公文11(a)(i)に係る部分に限る。）の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関であり、かつ、交換公文1(c)の規定に基づき、ベトナム人介護福祉士候補者の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。）への入学をあっせんする機関として、交換公文11(a)(i)に係る部分に限る。）の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関をいう。

7　受入れ機関　交換公文1から5までの規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をベトナム人看護師等との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可をベトナム人介護福祉士候補者に対し与えた日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

8　受入れ施設　交換公文1から5までの規定に基づき、ベトナム人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二　資格取得前の受入れ機関での就労等

一　看護師の資格取得を目的とした就労等

1　ベトナム人看護師候補者

(1)　ベトナム人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ　ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスをいう。）の履修

ロ　看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2)　ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(a)の規定により、ベトナムの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、ベトナムの一般看護師の認定証を取得しているものであり、かつ、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3)　ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(b)の規定により、少なくとも二年間ベトナムの一般看護師としての実務経験（(2)に規定する看護の課程を修了した後の九箇月の実習期間の経験を含む。）を有する者でなければならない。

(4)　ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(c)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ　日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。）のN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級。以下同じ。）に合格していること。

ロ　日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(5)　(1)のロの活動は、交換公文1(a)(ii)の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(6)　ベトナム人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(a)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ二回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2

(1)　ベトナム人看護師候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修（交換公文1(a)(i)、(b)(i)及び(c)(i)に規定する準備の課程として日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

(2)　(1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

(3)　(1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、受入れ調整機関が行う。

3　ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。

(2)　看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3)　看護職員の半数以上が看護師であること。

(4)　看護の組織部門が明確に定められていること。

イ　病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。

ロ　看護部門としての方針が明確であること。

ハ　看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。

ニ　看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。

(5)　看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。

(6)　看護に関する諸記録が適正に行われていること。

イ　看護記録が正確に作成されていること。

ロ　各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。

ハ　患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。

(7)　過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するインドネシア人看護師